

## 平成19年度第4回東京都入札監視委員会定例審議概要

|                        |   |  |
|------------------------|---|--|
| 開催日及び場所                | 平成20年2月14日(木) 都庁第一本庁舎北塔34階A会議室  |  |
| 委員                     | 第一生命保険相互会社顧問<br>弁護士<br>東京大学大学院工学系研究科教授<br>東京大学大学院総合文化研究科准教授<br>弁護士<br>首都大学東京都市教養学部・法科大学院教授<br>日本大学理工学部准教授   | 立花 壯 介(委員長)<br>藤谷 護 人(委員長職務代理者)<br>坂本 雄 三<br>木村 忠 正<br>岩島 のり子<br>酒井 享 平<br>轟 朝 幸 |
| 審議対象期間                 | 平成18年4月1日 ~ 平成19年3月31日  |  |
| 抽出案件計                  | 東京都が平成18年度に発注した工事契約のうち、次の事由により計2件(備考)を抽出して審議対象とした。<br>(1) 東京都入札監視委員会において審議を行った入札・契約制度(公共工事の品質確保対策(低入札工事)及び施工能力審査型総合評価方式)に関する事案<br>(2) 入札方式等の異なる事案<br>(3) 公営企業局を含め、なるべく多く発注する局の事案  |  |
| 一般競争                   | 1件<br>是政橋2期鋼けた製作・架設工事(その1)<br>低入札価格調査実施案件   |  |
| 指名競争                   | 1件<br>葛飾区西新小岩三丁目26番地先から同区西新小岩三丁目25番地先間外1箇所 配水小管新設工事<br>施工能力審査型総合評価方式試行案件  |  |
| 委員からの主な意見・質問、それに対する回答等 | 抽出した2件について、それぞれ当該工事の所管部局から内容説明をした。<br>委員からの主な意見・質問及びそれに対する回答は、別紙のとおり。   |  |
| 委員会による報告又は意見           | 平成18年度に契約を締結した工事案件の中から代表事例2件を抽出し、入札及び契約手続等の運用状況を審議した。<br>低入札価格調査制度については、適正に運用されていることを確認し、また、施工能力審査型総合評価方式については、昨年度の改善に関して、十分に成果が発揮されていることを確認した。従って、審議の結果、いずれも適正に行われていることを認める。<br>引き続き、低入札価格調査制度の適正な運用、予定価格の適切な設定に努めるとともに、施工能力審査型総合評価方式について、今後、さらに分析を進め、制度としてより充実されたい。 |  |

別 紙

|                             | 意見・質問  | 回 答  |
|-----------------------------|--|--|
| <p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p> | <p>&lt; 議案 1 &gt;<br/> 是政橋 2 期鋼けた製作・架設工事（その 1）<br/> [ 建設局所管 ]<br/> 低入札価格調査実施案件</p> <p>Q：鋼けた工事は、いわゆる鋼製橋梁の談合工事があった工種に属していると考えられる。<br/> 過去に談合があった場合の入札価格については、談合が排除された後は以前の価格に比べ 2、3 割の低下が見られることを考慮することも必要ではないか。</p> <p>Q：低入札価格調査において、入札者の経営状況や信用状態について、どのように判断したか。</p> <p>Q：入札参加者は、低入札価格調査の対象となることをあらかじめ覚悟の上で入札しているということか。</p> <p>Q：低入札価格調査の実施件数は増える傾向にあるのか。</p> | <p>A：国土交通省が発注した鋼鉄製橋梁建設工事をめぐる談合について、17 年 5 月に公正取引委員会が刑事告発した。都は起訴された業者と排除勧告等を受けた業者をそれぞれ指名停止した。<br/> なお、本議案の工事について都に談合情報が寄せられたことはない。</p> <p>A：工事を行うのに支障になる状況かどうか慎重に検討し、問題ないと判断した。</p> <p>A：概ね覚悟して入札していると理解してよいと考える。</p> <p>A：17 年度から増えてきている状況である。特に 18 年度については、これまでに比べてかなり多い。</p> |

|                             | 意見・質問  | 回 答   |
|-----------------------------|--|---|
| <p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p> | <p>&lt; 議案 2 &gt;<br/> 葛飾区西新小岩三丁目 2 6 番地先から同区西新小岩三丁目 2 5 番地先間外 1 箇所 配水小管新設工事<br/> [ 水道局所管 ]<br/> 施工能力審査型総合評価方式試行案件</p> <p>Q : 本件の工事成績評定の総評定点 6 6 点は、点数としてどういう位置づけになるのか。</p> <p>Q : 施工能力評価点の差が入札価格の差を逆転しているが、本件ではどのように考えているか。<br/> 工事成績の優劣が評価に反映されることは、入札参加者にとってインセンティブになると考えられる。</p> <p>Q : 本件は施工能力評価点が高いことにより落札した案件だが、価格点が高いことにより落札した場合と、施工能力評価点が高いことにより落札した場合とどのような比率となっているか。</p> <p>Q : 総合評価方式として、施工能力を評価することも重要だが、価格の競争性を確保することも必要であるので、さらに分析を進めていただきたい。</p> <p>Q : 価格点の算定は恣意的に行うべきではないが、有効数字の設定はあるのか。</p> | <p>A : 発注者として求める水準を満たしていると言える。</p> <p>A : 入札価格と施工能力評価点とのバランスについては、18 年度に工事成績の優劣を評価に反映する等の改善を図ったところであるが、その改善の効果が発現されたと考えている。</p> <p>A : 18 年度の実績では、価格点 1 位の者が落札した案件が約 8 5 %、施工能力評価点 1 位の者が落札した案件が約 6 0 % である。</p> <p>A : 18 年度の実績から、価格競争を基本としながら、施工能力が評価されて落札されている状況であると考えている。<br/> 今後も試行件数を拡大し分析を進めて、評価方法について必要な改善を図っていきたい。</p> <p>A : 価格点の算定は、四捨五入を行わず、入札価格の 1 円単位まで反映させ、点数の違いが出るところまで行っている。</p> |